

令和8年度
生成 AI サービス提供業務
特別仕様書

1 業務件名

令和8年度生成 AI サービス提供業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、職員の業務効率化、生産性向上を図ることを目的に、生成 AI サービス（以下「本サービス」という。）の提供を行うものである。

3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年3月23日までとする。

なお、サービス利用開始時点において、本サービスが利用できる環境を整備すること。

4 業務内容

業務内容は「別紙1」のとおりとする。

なお、詳細な業務内容については下記のとおりとする。

本業務は、九州農政局及び本省・各地方農政局職員を対象に、農林水産省が公表している「土地改良工事積算基準」等について生成 AI に取り込み、ユーザーが必要な情報を PDF 様式等で提供するものである。具体的には「別紙2」に示す「①事務連絡・通知文書（約1MB）」、「②積算（約140MB）」、「③施工（約100MB）」、「④設計（約700MB）」及び「⑤その他農林水産省公開資料（約200MB）」の資料を対象とし、ナレッジ ID についても資料毎に5つに分ける計画としている。なお、これらの資料は PDF データで発注者から貸与する。

ただし、ナレッジの振り分けについては、初回打合せ時に再度協議する。

（1）準備作業

受注者は、本サービスの試行提供を開始するための環境を準備する。なお、本サービスの要求事項は、本仕様書の「8 本サービスの要求事項」に従うこと。

（2）生成 AI サービスの試行提供

本サービスの試行提供を行う。なお、提供開始にあたり説明会を行う際には、受注者は Web により出席するものとする。

試行提供に際して、利用者を対象としたアンケートを実施し、利用者の要望や本サービスの評価結果を収集する。

なお、試行提供期間中に報告された本サービスに起因する問題や、利用者からの要望がある場合は、監督職員との協議の上、最大で10件（1件当たり1人程度）対応するものとする。

（3）生成 AI 勉強会の提供

生成 AI に関する勉強会について、年3回、Web にて実施する。なお、資料内容や開催時期等の詳細は打合せの上決定する。その他の生成 AI ツールとしては、Microsoft Copilot 等を想定しているが、その他のツールを提案しても構わない。

(4) 打合せ

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

初回打合せ 作業着手段階

第2回 中間打合せ（勉強会開催段階）

第3回 中間打合せ（中間アンケート取りまとめ段階）

最終打合せ アンケート取りまとめ段階

打合せ方法は Web で行い、打合せ時間は各2時間（0.25日）とする。

5 作業内容の報告

(1) 作業内容の報告

業務が完了した際は、生成 AI 勉強会の資料、打合せ会議資料、打合せ会議議事録及び4

(2) で収集したアンケート結果及び入出力プロンプトデータを提出する。

(2) 提出先

熊本県熊本市東区東町4丁目5-7 九州農政局土地改良技術事務所

6 著作権の譲渡等

(1) 受注者及び著作者人格権を保有する権利者は、この業務によって生じた納入成果物に係る一切の権利（著作権（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果物の引き渡し時に農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為については、著作権人格権を行使しないこと。

(2) 受注者は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用負担を含む一切の手続きを行うこと。

(3) 受注者は、農林水産省が納入成果物を活用するとき及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させるときは、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないよう必要な措置を講じること。それ以外の利用に当たっては、農林水産省は受注者とその利用の取り決めを行うものとする。

(4) この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

7 情報セキュリティの確保

(1) 受注者は、「別紙3 情報セキュリティ対応状況・確認書」を本業務着手前に監督職員に提出し確認を受けるものとする。また、本業務の完了後、「別紙4 情報セキュリティ対応結果・確認書」を監督職員に提出し確認を受けるものとする。なお、情報セキュリティに疑義、情報漏洩が生じた場合については、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。

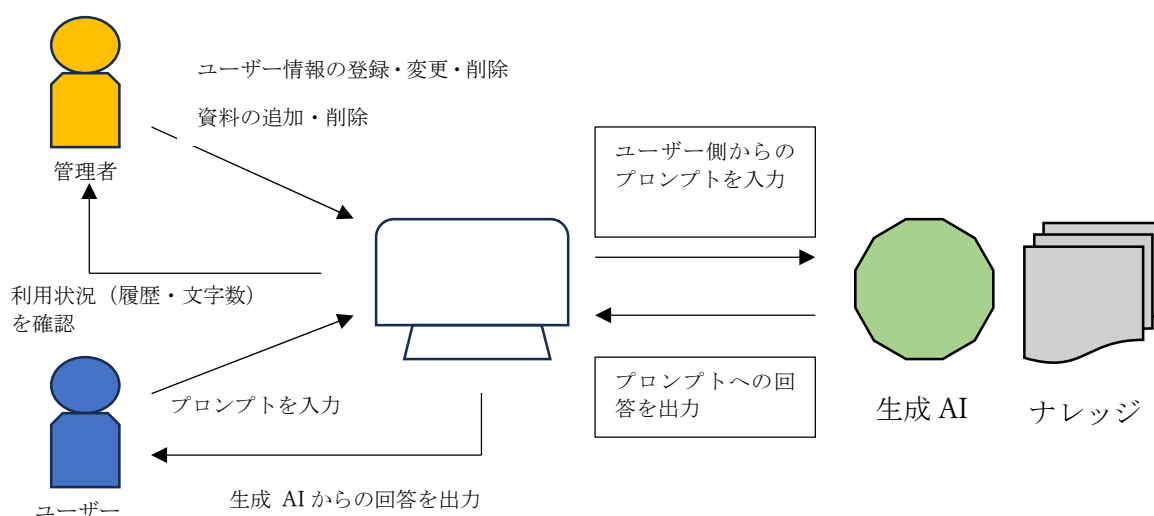
8 本サービスの要求事項

受注者は、本サービスの要求事項（１）～（８）を業務完了時まで実現することとしている。要求事項を見直す必要がある場合は、発注者と協議すること。

（１）本サービスの概要

本サービスの目的は、職員の業務効率化、生産性向上を図ることであり、具体的には以下を実現することを目指す。

- ①膨大な資料の閲覧・利用にかかる時間・労力を低減する。
- ②専門的で複雑な内容を平易に理解できるようサポートする。
- ③質問する時間帯や回数に関わらず、いつでも何度でもサポートする。
- ④新旧情報へのキャッチアップをサポートする。



（２）本サービスの利用者

本サービスの利用者を下記のとおりとする。

ア ユーザー

本サービスを利用するものは、九州農政局及び本省・各地方農政局職員

イ 管理者

九州農政局 土地改良技術事務所 企画情報課 課長及び企画調整係

（３）利用環境

ア 本サービスは、職員に配備している業務用の GSS パソコンで利用できること。

イ 本サービスは、Microsoft Edge で利用できることとし、専用ソフトをインストールする必要がないこと。

（４）認証機能

ユーザーのサービス利用時には、ID（メールアドレス等）とパスワード等により認証し、ログイン可能なこと。

（５）管理機能

ア 管理者側でユーザーのアカウントや利用状況の管理が可能であること。

イ チャット及び検索履歴（利用アカウント、利用日時、AI モデル、プロンプト内容、回答

内容等)をログとして蓄積すること。また、当該ログを CSV ファイル等で出力できること。

(6) 情報セキュリティに関する特記事項

- ア チャット履歴は日本国内のサーバに格納され、かつ他の契約者と共有されないこと。
- イ 入力したプロンプト、回答が AI の学習に利用されないこと。
- ウ 通信経路は暗号化されること。
- エ ユーザーが入力できない禁止ワードを管理者が指定し設定できること。
- オ 上記禁止ワードや個人情報等が入力された場合、警告文の表示もしくはマスキング処理等ができること。

(7) その他

- ア 本サービスの操作マニュアル（ユーザー向け、管理者向け）が提供されること。
- イ 契約期間中、利用方法の照会など、受注者からの各種問合せに対応すること。
- ウ 計画的なメンテナンス、生成 AI の外部 API 側の影響、クラウド障害の影響等を除き、生成 AI サービスは 24 時間稼働とすること。
- エ AI モデルは日本国内に閉じた推論が可能な最新の生成 AI モデルが利用可能であること。
- オ 前述のモデルに加え、技術動向の変化に対応するため、監督職員との協議のうえで他モデルの利用を可能とする。

(8) 利用上限

契約金額内で以下の利用が可能であること。

- ア ユーザーのアカウント数は 280 個以上作成可能であること。
- イ 管理者のアカウント数は 1 個以上作成可能であること。
- ウ ライセンス形態が同時接続ライセンスである場合は、100 人以上が同時に接続できること。
- エ 利用上限を超過した場合は、追加の費用を発生させず、利用を停止すること。

9 機密保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために監督職員が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務の完了までに監督職員に返却すること。

10 再委託

- (1) 再委託する必要がある場合は、契約の際に事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を監督職員に提示し承諾を得ること。
- (2) 再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (3) 再委託時においても機密保護の規定を適用するものとし、受注者から再委託先に対して、受注者へ対するものと同等の機密保持に関する契約を結ぶこと。

11 法令等の遵守

受注者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、契約の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

1 2 業務スライドの試行

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）（URL 「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- (2) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、業務費の変更を請求することができる。
- (3) (2) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (4) (3) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (5) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

1 3 その他

本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が双方協議の上決定する。

別紙 1

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	数量
1. 準備作業	本サービス提供に必要な準備作業を行う。	一式
2. 生成 AI サービスの試行提供	仕様書に基づいた、生成 AI サービスの試行提供を行う。試行提供に際して、利用者を対象としたアンケートを実施し、利用者の要望や本サービスの評価結果を収集する。	一式
3. 生成 AI 勉強会の提供	生成 AI に関する勉強会について、職員の生成 AI 活用に対する理解を深めるとともに、本サービス及びその他の生成 AI ツールの活用促進を図ることを目的とした資料を作成し、年 3 回、Web にて実施する。なお、資料内容や開催時期等の詳細は打合せの上決定する。その他の生成 AI ツールとしては、Microsoft Copilot 等を想定しているが、その他のツールを提案しても構わない。	一式

【直接経費】

作業項目	数量	備考
1. クラウド利用料	10 箇月	
2. 生成 AI 利用料	10 箇月	

別紙2

【取込資料】

番号	ナレッジ	資料名	備考
1	事務連絡	コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について	
2	事務連絡	工事一時中止ガイドライン	
3	事務連絡	適正な工期の確保及び必要な経費の計上について	
4	事務連絡	農業農村整備事業等直轄工事の円滑な実施について	
5	積算	土地改良工事積算基準(土木工事)	
6	積算	土地改良工事積算基準(機械経費)	
7	積算	土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)	
8	積算	土地改良工事積算基準(施設機械)	
9	積算	施工単価基礎データ表	
10	積算	施工単価基礎データ表(施設機械)	
11	積算	土地改良工事数量算出要領(案)(土木工事)	
12	積算	土地改良工事数量算出要領(案)(施設機械工事)	
13	施工	土木工事共通仕様書	
14	施工	土木工事施工管理基準	
15	施工	土木工事施工管理基準の手引	
16	施工	土木工事等施工技術安全指針土木工事	
17	施工	工事監督必携	
18	施工	施設機械工事等共通仕様書	
19	施工	施設機械設備設計業務等特別仕様書記載例	
20	施工	施設機械工事等施工管理基準	
21	計画設計	計画設計基準 農業用水(水田)	H22.7
22	計画設計	計画設計基準 農業用水(畑)	H27.5
23	計画設計	計画設計基準 水温水質	S42.11
24	計画設計	計画設計基準 排水	H31.4
25	計画設計	計画設計基準 開墾	S31.12
26	計画設計	計画設計基準 農地開発(開畑)	S52.1
27	計画設計	計画設計基準 海面干拓	S27.12
28	計画設計	計画設計基準 湖沼干拓	S31.12
29	計画設計	計画設計基準 埋立	S31.12
30	計画設計	計画設計基準 ほ場整備(水田)	H25.4
31	計画設計	計画設計基準 ほ場整備(畑)	H19.4
32	計画設計	計画設計基準 暗渠排水	H29.5
33	計画設計	計画設計基準 土層改良	S59.1
34	計画設計	計画設計基準 農地保全	S54.7
35	計画設計	計画設計基準 水質障害対策	S55.8
36	計画設計	計画設計基準 農道	R6.3
37	計画設計	計画設計基準 農地地すべり防止対策	R4.5
38	計画設計	計画設計基準 ダム	H15.4
39	計画設計	計画設計基準 頭首工	R6.3
40	計画設計	計画設計基準 水路工	H26.3
41	計画設計	計画設計基準 バイブライン	R3.6
42	計画設計	計画設計基準 水路トンネル	H26.3
43	計画設計	計画設計基準 ポンプ場	H30.5
44	計画設計	計画設計基準 農道	R6.3
45	計画設計	計画設計基準 海面干拓	S41.3
46	計画設計	計画設計基準 水利アスファルト工前編	S42.2
47	計画設計	計画設計基準 水利アスファルト工後編	S45.6
48	計画設計	設計指針 耐震設計	H27.5
49	計画設計	設計指針 ファームボンド	H11.3
50	計画設計	設計指針 ため池整備	H27.5
51	計画設計	標準設計 農地造成	H1.1
52	計画設計	標準設計 ほ場整備	H3.3
53	その他	その他農林水産省HP公開資料(通知文書他) https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html	

(別紙3)

令和×年×月×日

九州農政局 土地改良技術事務所長 御中

住所 ○○○○○○○○○

会社名○○○○○○○○○○

情報セキュリティ管理責任者 ○○○○

情報セキュリティ対応状況・確認書

下記調達に関して当社の情報セキュリティ対応状況について以下のとおり回答させていただきます。

調達件名: 令和8年度生成 AI サービス提供業務

1. 受注者に関する情報の提供について

No	情報提供依頼事項	情報の提供に 応じる		備考
1	<p>受注者は、受注者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。</p> <p>なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（○国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。</p>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有

2	<p>受注者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)</p> <p>(1)ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等</p> <p>(2)プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等</p> <p>(3)IPAが公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書</p>	<p>はい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>提出資料有</p>
---	---	---	--	--------------

2. 業務の実施における情報セキュリティの確保について

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じる		備考
1	本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
2	本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
3	本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
4	本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
5	農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 26 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
6	本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
7	本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受注者が負担すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	

2. 業務の実施における情報セキュリティの確保について(続き)

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じる		備考
8	<p>情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。</p> <p>ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持 イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御 ウ ログの取得・監視 エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護 オ 情報を取り扱う要員への周知と統制 カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価 キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護 ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し</p>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
9	本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
10	本業務において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに委託事業の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
11	私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
12	本業務において取り扱う情報が本業務上不要となった場合、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
13	本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
		該当なし <input type="checkbox"/>		
14	本業務において、農林水産省に機器等を納品、賃貸借等をする場合には、ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
		該当なし <input type="checkbox"/>		

3. 個人情報保護について

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じる		備考
1	本業務の各工程において、農林水産省の意図としない個人情報漏えい等が行われないことを保証する管理が一貫した保証管理体制の下でなされていること(例えば、個人情報等の取扱いに関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理状況の検査に関する事項等を証明する書類等を提出すること。)	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
2	本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、担当部署の承諾を得た上で実施すること。また、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		該当なし <input type="checkbox"/>		
3	個人情報を複製する際には、事前に担当部署の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
4	受託者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	

(別紙4)

令和×年×月×日

九州農政局 土地改良技術事務所長 御中

住所 ○○○○○○○○○○

会社名○○○○○○○○○

情報セキュリティ管理責任者 ○○○○

情報セキュリティ対応結果・確認書

下記調達に関して当社の情報セキュリティ対応結果について以下のとおり回答させていただきます。

調達件名: 令和8年度生成 AI サービス提供業務

1. 業務の実施における情報セキュリティの確保について

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じた		備考
1	本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用していない。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
2	本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結していた。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
3	本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備した。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
4	本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とした。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
5	本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱い、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行っていない。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	

1. 業務の実施における情報セキュリティの確保について(続き)

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じた		備考
6	農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査を受け入れた。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		情報セキュリティ監査の実施は無かった <input type="checkbox"/>		
7	本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行った。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		要安定情報を取り扱うことは無かった <input type="checkbox"/>		
8	本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出し、また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げた。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		インシデントの発生は無かった <input type="checkbox"/>		
9	情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、必要な情報セキュリティ対策を実施した。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
10	本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告した。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
11	本業務において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに委託事業の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施した。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		インシデントの発生、目的外使用等は無かった <input type="checkbox"/>		
12	私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いなかった。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
13	本業務において取り扱う情報について、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告した。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	

2. 個人情報保護について

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じる		備考
1	本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、担当部署の承諾を得た上で実施し、また、作業実施前に教育を実施して、認識を徹底させた。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		派遣労働者の契約は無かった <input type="checkbox"/>		
2	個人情報を複製する際には、事前に担当部署の許可を得た。また、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を行った。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		個人情報を複製することは無かった <input type="checkbox"/>		
3	本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した際は、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告を行った。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		問題となる事案の発生は無かった <input type="checkbox"/>		